解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

札幌市西区山の手六条二丁目一番地一はぴね山の手内

特定非営利活動法人ノースシーズ

清算人　守谷　脩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十二年二月四日付文部科学大臣の認可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

北海道帯広市稲田町（帯広畜産大学事務局内）

財団法人帯広畜産大学後援会

代表清算人　西佐古　求

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月一日学校法人幸福の科学学園の設立が認可され解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

栃木県那須郡那須町梁瀬四九三番地一

財団法人幸福の科学学園設立準備財団

清算人　横田堅一郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月三十日練馬区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

東京都練馬区早宮四丁目一番五号

早宮四丁目土地区画整理組合

代表清算人　武内　庄治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月二十四日開催の理事会の決議により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

愛知県碧南市山神町八丁目三五番地

社会福祉法人碧南市社会福祉事業団

清算人　杉浦　邦俊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月一日開催の理事会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

兵庫県西宮市六湛寺町一〇番三号西宮市役所内

財団法人西宮市斎園サービス公社

代表清算人　清水　哲夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

兵庫県姫路市本町六八番地二九〇

財団法人姫路市国際交流協会

代表清算人　米田　徳夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月十六日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

奈良県生駒市上町三一〇〇番地一五八

生駒市東白庭土地区画整理組合

代表清算人　藤岡　新昌

解散公告（第二回）

当法人は、理事会及び評議員会の決議並びに福岡県教育委員会の許可を受け、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

福岡県久留米市野中町二〇番地の二学校法人久留米大学附設中学・高等学校内

財団法人芙蓉奨学会

代表清算人　木下　茂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の社員総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

熊本県玉名市六田八番地一

特定非営利活動法人きらきら

清算人　西山　敏雄

解散公告（第二回）

当ＮＰＯ法人は、総会の決議により平成二十二年三月三十日解散したので、当ＮＰＯ法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

沖縄県中頭郡読谷村字渡具知二一五番地の三

特定非営利活動法人沖縄海と渚保全会

清算人　田中　幸雄

解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十一年十一月二十七日の理事会決議及び福島県知事の承認により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

福島県須賀川市茶畑町六五番地

財団法人須賀川市労働福祉会館

代表清算人　鈴木　和壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

東京都品川区西五反田二丁目二四番一一号

特定非営利活動法人ピープルトゥピープル東京

清算人　森　照子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月九日開催の社員総会の決議並びに文部科学大臣の許可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一〇号

四国第二ビル二階

社団法人日本深海技術協会

代表清算人　石塚　貢

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月六日

東京都新宿区西新宿八丁目一三番一一号

特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン

清算人　アイリーン・美緒子・スミス